

予算決算委員会分科会運営要綱及び予算決算委員会理事会運営要綱の一部改正について

① 予算決算委員会分科会運営要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第9条 分科会に所属する委員(以下「分科会員」という。)は、公務、疾病、<u>出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため分科会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第9条 分科会に所属する委員(以下「分科会員」という。)は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため分科会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

② 予算決算委員会理事会運営要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第8条 理事は、公務、疾病、<u>出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため理事会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第8条 理事は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため理事会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

【参考】船橋市議会会議規則

<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>
--